

## 国内経済要録

### ◇公定歩合の引下げ

最近の経済情勢をみると、景気には回復の動きもみられてきているが、その動きはごく緩慢なものにとどまっておろ、一方物価は引き続き落着き傾向を示していることにかんがみ、日本銀行は公定歩合を0.5%引き下げ、6月7日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	8.00	8.50
その他のものを担保とする貸付利子歩合	8.25	8.75

### ◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めの変更

日本銀行は6月6日、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に定める金融機関の預貯金等の金利の最高限度の適用を下記のとおり変更することを決定した。

なおこの措置は、金融機関から取扱いの申し出のあった福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金の実施にあたり、当該預金の特殊性を考慮してとられたものである。

金融機関が次に掲げる年金、給付金または手当の支給を受けている者から受け入れる期間1年の定期預金もしくは定期貯金のうち、昭和50年6月23日から昭和50年12月31日までの間に1人につき50万円の範囲内で預入されるものの利率については、臨時金利調整法に定める金融機関の預貯金等の金利の最高限度を適用しない。

- イ. 国民年金法または厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則に基づく障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、老齢福祉年金または老齢特別給付金。
- ロ. 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当。
- ハ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当または特別福祉手当。
- ニ. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく特別手当または健康管理手当。

### ◇生命保険・損害保険会社の大口融資規制に関する大蔵省通達

大蔵省は、金融資産の危険分散と資金の適正配分を図る一環として、保険会社の大口融資の規制に関する具体的な実施要領を定め、5月30日付で各保険会社代表者あて次のとおり通達した。

#### (1) 規制の対象

本規制の対象は財務貸付金とする。

ただし、国、地方公共団体および政府関係の機関に対する貸付金はこの規制の対象から除外する。

#### (2) 規制の基準

1 債務者に対する貸付金の合計額は、当該保険会社の総資産の3%を超えてはならないものとする。

#### (3) 経過措置

本通達施行時において上記(2)の規制の基準を超える大口融資については、可及的速やかに解消を図ることとし、遅くとも昭和55年9月末までにこれを達成するものとする。

#### (4) その他

本規制によりがたい格別の事情が生じた場合には、あらかじめ当局に届け出るものとする。

### ◇国際復興開発銀行に対する円資金貸付の取決め

日本銀行は5月29日、国際復興開発銀行との間で同行に対し次の要領により円資金貸付を行う取決めに調印した。

#### (1) 貸付金額

426億円以内。

#### (2) 貸付方法

債務証書の徴求により、貸付契約調印日の翌日から昭和51年2月29日までの間における国際復興開発銀行に対する日本銀行既往貸付の各満期日に、国際復興開発銀行の申し出に応じ、当該満期日に返済された元本金額の範囲内で貸付を実行。

#### (3) 貸付金利

政府保証付債券の応募者利回りを基準として日本銀行が決定。

#### (4) 返済方法

各貸付実行ごとに、実行日から6年後を第1回とする半年ごと3回分割返済。

#### (5) 担保

徴求しない。